

島根地方最低賃金審議会 必要性検討委員会

第1回会議 議事要旨

開催日時	令和2年8月20日(木) 午前10時40分～午前10時50分		
開催場所	松江地方合同庁舎 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について		
議 事 要 旨			
<p>1 本必要性検討委員会の委員長については、島根地方最低賃金審議会必要性検討委員会運営規程第2条第2項により、島根地方最低賃金審議会(第418回)会長が務めることとなるため、同審議会に引き続き、会長が検討委員会の委員長として議事進行を行った。また、必要性検討委員会運営規程第1条により、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項但し書を適用し、会議は非公開に、また必要性検討委員会運営規程第5条第2項但し書及び第3項を適用し、議事録は非公開に、議事要旨のみを公開する旨委員長が決定した。</p> <p>2 労働側委員から5業種について申出理由の説明を行った。</p> <p>3 委員長は5業種の改正の必要性について、挙手による一括採決を行い、全会一致で「必要あり」と議決された。</p> <p>4 審議会への報告文が議決された。</p> <p>5 議事要旨署名委員に、労働側は景山委員、使用者側は森脇委員、公益は委員長がそれぞれ指名された。</p>			

